

落雷事故の防止対策

山梨県小中体連サッカー専門部

日本サッカー協会の基本的指針に基づき、試合前に次の点を各チームに伝える。

1 試合の中止

- (1) 会場責任者が試合中止の権限をもつ。
※会場の天気、今後の予報、〈落雷の予兆〉に関する参考資料などをもとに。
- (2) 会場責任者が審判員に中止勧告を行う。
- (3) 主審は、残りの試合時間を会場責任者、ならびに各チームに伝える。

2 避難場所の確認と誘導

- (1) 会場責任者は、避難場所をあらかじめ指定しておき、会場使用上のマニュアルに明記するとともに、各チーム責任者に伝える。
- (2) 各チーム責任者（引率責任者・顧問）が指示し、生徒（選手）を避難場所に誘導する。

3 試合の再開

- (1) 原則は、同日中に再開する。（翌日に持ち越さない）
- (2) 会場責任者が、各チームに再開時刻を指示する。必要に応じて、若干のアップ時間を与える。
- (3) 再開後の試合時間は、中止時点で主審が指示した残り時間とするが、会場の使用可能時間や日没時刻を考慮し、検討することもある。その場合は、大会責任者にその旨を連絡する。